

## 伯耆町議会陳情書取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、伯耆町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第95条に規定する陳情書又はこれに類するもの（以下「陳情書」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (陳情書の記載事項等)

第2条 陳情書には邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日及び陳情者の住所を記載し、陳情者が署名又は記名押印をする。

2 陳情者が法人（権利能力のない社団等を含む。以下同じ。）の場合には、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印する。

3 陳情者が2人以上の場合は、代表者を定める。定めのない場合は、その筆頭者を代表者とみなす。

4 一陳情書において内容が数個にわたる場合は、なるべく分離して提出する。もし分離し難い場合は、事項を明確にする。

5 陳情書は、議長あてに郵送又は持参により提出する。

### (陳情書の受理)

第3条 陳情書は、議長において受理する。

2 陳情書は、会期中、閉会中を問わず受理する。

3 陳情書は、提出された順に番号を付し、受理簿に記入整理する。

4 陳情書の受理番号は、毎年1月1日から始め、12月31日に終わる。

5 多人数にわたる署名簿の提出があったときは、概算確認のみにとどめ、逐一署名の確認は行わない。

6 一般選挙前に受理し、委員会に付託される前の陳情は、一般選挙後の新議会に継続し、審議することができる。

7 陳情書には、嘆願書、要望書、声明書及び決議の類で議長が必要と認めるものを含む。

8 陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、原則として議長の供覧にとどめることができる。

(1) 特定の個人及び団体等を誹謗中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの

(2) 個人の秘密の暴露その他の他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの

(4) 裁判等で係争中の事件に関わるもの

(5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの

(6) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの

- (7) 町の公益又は権限に属さないもの
  - (8) 既に願意が達成されているもの又は達成されようとしているもの
  - (9) 実現性のないもの
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、議会が関与することが適当でないと認められるもの
- 9 議長は、前項各号に該当する陳情書のうち、議員の議会活動の参考資料として配布することが適当と認めたときは、議会運営委員会を通じて議員に配布する。

(陳情の訂正及び取下げ)

第4条 陳情の訂正及び取下げは、次の手続によらなければならない。

- (1) 陳情者は、文書により議長に届け出ること。
- (2) 委員会に付託される前においては、議長の承認を得ること。
- (3) 委員会に付託された後においては、委員会の承認を得ること。ただし、委員会において審査が終了した陳情については、修正及び取下げはできない。

(陳情を審議する時期)

第5条 陳情の取扱いは、各定例会の運営に関する議会運営委員会の原則として2日前(休日の場合はその前日)までに提出されたものについては、その会期中に審議し、その後に提出されたものは受理するにとどめ次回定例会で審議する。

(陳情の委員会付託)

第6条 議長は、受理した陳情書については、陳情文書表を作成し、議会運営委員会に諮った上で、所管の常任委員会若しくは特別委員会に付託する。

(陳情の委員会審査)

第7条 委員会は、付託された陳情を速やかに審査するものとする。

2 委員会は、陳情の審査のため必要があると認めるときは、次のことを行うことができる。

- (1) 陳情者の説明を求めること。
- (2) 執行機関の意見を聴取すること。
- (3) 実地調査を実施すること。
- (4) 公聴会を開催すること。
- (5) 参考人の出席を求め、意見を聴取すること。
- (6) 他の委員会の意見を求め、又は他の委員会と連合して審査すること。

3 委員会は、陳情の審査が終了したときは、次の区分により議長に報告しなければならない。ただし、陳情を閉会中の継続審査とする必要があると認めるときは、その内容を議長に申し出るものとする。

- (1) 採択
- (2) 趣旨採択
- (3) 不採択
- (4) 取下げ

4 臨時会においては陳情の審査は行わない。ただし、特別な事情のあるときはこの限りで

ない。

(陳情の結果報告等)

第8条 委員会は、陳情の審査結果の報告に当たり、委員会審査報告書により本会議に報告するものとする。

2 議長は、議会の採択した陳情で、町長その他関係機関において措置することが適当と認めたものについては、当該機関にこれを送付する。その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求する。

3 議長は、本会議で結論を得た陳情については、その結果を陳情者（陳情者が2人以上の場合はその代表者）に通知する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が全員協議会の意見を聴いて決定する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。